

## ○茅野市地区コミュニティセンター条例

平成17年3月30日

条例第1号

改正 平成24年12月27日条例第21号

平成27年12月28日条例第27号

令和元年12月26日条例第11号

令和4年12月26日条例第20号

令和5年12月27日条例第22号

令和7年6月30日条例第22号

茅野市地区センター条例（昭和56年茅野市条例第24号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、地区コミュニティセンターの設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （設置）

第2条 茅野市パートナーシップのまちづくり基本条例（平成15年茅野市条例第27号）に規定する分野別の市民ネットワークと地域コミュニティが連携、協力する公民協働のまちづくりを進めるため、地区コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称              | 位置            |
|-----------------|---------------|
| ちの地区コミュニティセンター  | 茅野市塚原一丁目9番16号 |
| 宮川地区コミュニティセンター  | 茅野市宮川4552番地1  |
| 米沢地区コミュニティセンター  | 茅野市米沢4181番地   |
| 豊平地区コミュニティセンター  | 茅野市豊平2321番地1  |
| 玉川地区コミュニティセンター  | 茅野市玉川3666番地1  |
| 泉野地区コミュニティセンター  | 茅野市泉野2647番地   |
| 金沢地区コミュニティセンター  | 茅野市金沢1152番地   |
| 湖東地区コミュニティセンター  | 茅野市湖東4978番地1  |
| 北山地区コミュニティセンター  | 茅野市北山4340番地1  |
| 中大塩地区コミュニティセンター | 茅野市中大塩8番地15   |

### （併設施設）

第3条 センターに、次の施設を置く。

- (1) 市役所出張所設置並びにその名称、位置及び所管区域に関する条例（昭和33年茅野市条例第12号）による出張所（茅野駅前ベルビア出張所を除く。）
- (2) 茅野市公民館条例（昭和40年茅野市条例第10号）による地区公民館
- (3) 茅野市図書館条例（昭和41年茅野市条例第23号）及び茅野市図書館管理規則（昭和55年茅野市教育委員会規則第3号）による図書館分室
- (4) 地区こども館

2 前項第4号に規定する地区こども館とは、一人一人の子どもを地域の持つ力で育てて

いくため、分野別の市民ネットワークと地域コミュニティの連携、協力を通して地域の子どもたちやその家庭を支援し、応援するものをいう。

(地区コミュニティ運営協議会)

第4条 センターに、地域特性に応じたコミュニティづくり推進のため、地区コミュニティ運営協議会を置く。

2 地区コミュニティ運営協議会の組織等については、センターごとに別に定める。

3 地区コミュニティ運営協議会の庶務は、センターにおいて処理する。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

2 市長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、使用を許可しない。ただし、やむを得ない理由があると特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 営利を目的として、商品の販売若しくは宣伝又はサービスの提供をするとき。
- (2) 教授を業とする者が、教室、講座等を主催するとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 施設又は附属物を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 前各号のほか、管理上支障があるとき。

(使用料)

第6条 センターを使用するときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 この条例により算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が社会教育を行うとき 2分の1減額
- (2) 第2条に掲げる目的で活動するとき 免除
- (3) 国又は長野県が主催し、又は共催する事業を行うとき 免除
- (4) 茅野市が共催する事業を行うとき 免除
- (5) 茅野市が主催する事業に類する公共性の高い事業であって、市長が特に必要と認めるとき 免除
- (6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の小学校又は中学校が教育活動を行うとき 免除
- (7) 茅野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年茅野市条例第16号）第2条第2号から第4号までに規定する市内の施設又は同条第5号から第8号までに規定する事業を営む市内の保育事業者が教育及び保育活動を行うとき 免除

(使用料の還付)

第8条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その一部又は全部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない事由により使用することができなかつたとき。
- (2) 市長が正当な理由があると認めるとき。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年12月27日条例第21号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンターライブ・アート条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成27年12月28日条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンターライブ・アート条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市温泉施設条例、茅野市千駄ヶ谷自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市勤労青少年ホーム条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (令和元年12月26日条例第11号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンターライブ・アート条例、茅野市情報プラザ条例、茅野市民館条例、茅野市市民活動センター条例、茅野市温泉施設条例、茅野市コワーキングスペース条例、茅野市千駄ヶ谷自然学校条例、茅野市営駐車場条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市家庭教育センター条例、茅野市体育練成館条例及び茅野市都市公園条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

#### 附 則 (令和4年12月26日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和5年12月27日条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（茅野市地区コミュニティセンター条例の経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年6月30日条例第22号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の茅野市地区コミュニティセンター条例、茅野市民館条例、茅野市市民活動センター条例、茅野市温泉施設条例、茅野市コワーキングスペース条例、茅野市営駐車場条例、茅野市立小学校及び中学校施設使用料条例、茅野市公民館条例、茅野市八ヶ岳総合博物館条例、茅野市青少年自然の森条例、茅野市永明社会体育館条例、茅野市尖石縄文考古館条例、茅野市神長官守矢史料館条例、茅野市高齢者福祉センター塩壺の湯条例、茅野市都市公園条例及び茅野市営住宅設置及び管理条例の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可を受けた施行日以後の使用について適用し、公布日前に許可を受けた施行日以後の使用については、なお従前の例による。

（茅野市地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 5 茅野市地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例（平成27年茅野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

別表（第6条関係）

| 区分         | 1時間当たり |
|------------|--------|
| 会議室（1室につき） | 240円   |
| 大会議室       | 690円   |
| 料理実習室      | 230円   |
| 体育館        | 1,850円 |

備考

- 1 この表において「1時間」とは、正時から次の正時までをいう。
- 2 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、開館時間又は閉館時間によって使用時間に1時間に満

たない時間が生じる場合の使用料は、当該使用時間に応じて算出した額とする。

- 4 体育館における2分の1の専用使用は、当該区分に定める額の2分の1とする。
- 5 体育館における4分の1の専用使用は、当該区分に定める額の4分の1とする。